

## 旧上京保健所における地下水モニタリング業務委託仕様書

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室  
健康長寿企画課  
(担当：村上・外山 TEL：075-222-3419)

### 1 業務名称

旧上京保健所における地下水モニタリング業務委託

### 2 履行期間

契約締結翌日から令和8年12月25日まで

### 3 目的

本業務は、旧上京保健所の敷地における土壌汚染状況調査の結果、六価クロム化合物（土壌溶出量）の基準不適合が認められ、土壌汚染対策法第6条第1項の規定に基づく要措置区域の指定（令和7年11月6日付け京都市告示第467号）を受けたことから、汚染除去等計画に基づく実施措置として、地下水の水質の測定を行うもの。

### 4 調査対象地

京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町866番地の一部

【参考】旧上京保健所全体の所在地及び面積は次のとおり。

所在地：京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町866番地

京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町868番地

京都市上京区堀川通今出川上る南舟橋町381番地

面積：公簿面積 946.21㎡

CAD判読 946.23㎡

### 5 業務内容

#### (1) 地下水調査

調査対象地に既に設置している観測井を用いて、地下水汚染の有無を3回調査する。試料採取及び測定は5月、8月、11月とする。

ただし、詳細の日程については、発注者と協議のうえ確定すること。

採取にあたっては、採水前に孔内水を汲み上げ、本来の地下水に置き換えてから採水する。地下水の試料は、採水器（ペーラー）を使用して採水し、採水深さは、スクリーン区間の中間深度とする。

採水前に汲み上げた孔内水と地下水採取時に発生する余剰水はポリタンクで貯留し、調査対象物質について地下水基準に適合していることを確認して下水道へ放流する。

なお、地下水基準に不適合の場合は、適正に処分(処理業者に依頼する等)すること。

調査地点（別紙参照）	調査回数	分析項目	数量
1 地点（1 A－3）	3回 （5月、8月、11月）	六価クロム化合物	1 検体

(2) 地下水モニタリング結果報告書の作成

入手した各種情報等は、調査の結果を評価し、報告書を作成のうえ、地下水モニタリング結果報告書としてまとめること。結果報告書は、調査の都度作成するものとする。

なお、報告書の作成にあたっては、土壤汚染対策法等の関係法令及び京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課との協議に基づき作成すること。作成した報告書については、試料採取日の翌日から30日以内または履行期限のどちらか早い期日までに発注者に提出すること。

試料採取月	結果報告書提出期限
5月	5月の資料採取日の翌日から30日以内
8月	8月の資料採取日の翌日から30日以内
11月	11月の資料採取日の翌日から30日以内 又は履行期限のどちらか早い期日まで

## 6 調査実施者

次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 計量法第107条に規定する登録（事業の区分「水又は土壤中の物質の濃度に係る事業」）を受けていること。
- (2) 土壤汚染対策法第3条に規定する指定調査機関の指定を受けていること。
- (3) 京都市競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。

## 7 管理技術者の選定

- (1) 本調査に当たっては、管理技術者を選任し、その者の下で行わなければならない。
- (2) 受注者は、発注者に管理技術者について届け出るものとする。
- (3) 管理技術者は、土壤汚染調査技術管理者の資格を保有するものとする。

## 8 業務の手順

- (1) 受注者は、業務着手に先立ち、発注者と協議し、調整のうえ、業務工程表を作成し提出する。
- (2) 業務の実施にあたっては、本業務に起因する騒音、振動、粉塵等で近隣に迷惑をかけないよう実施方法、実施時間及び安全対策等に十分注意する。また、必要に応じて、関係機関と十分に協議を行いその指示により業務を進めること。
- (3) 二次汚染が生じないよう適切に現場管理を行い業務遂行すること。

- (4) 現場作業にあたって、関係機関及び地元関係者からの質問、疑義に関する説明などを求められた場合には、発注者の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努め、説明等の内容を随時、発注者に書面により報告し、指示があればそれに従うこと。
- (5) 当該仕様書の定めのない事項について疑義が生じた際には、別途、発注者と協議のうえ、業務を実施すること。

## 9 打合せ等

管理技術者は担当者と密接に連携する。また、打合せは以下に示す段階で実施するほか、汚染除去等計画書の作成等に係る京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課との必要に応じた協議、発注者から要請がある場合に実施するものとする。

- ・ 業務着手時
  - ・ 成果品納入時
- 協議後は、協議内容を取りまとめた協議記録を作成し（電話連絡等を含む）、その都度、両者書面により確認のうえ、それぞれ最低一部ずつ保存すること。

## 10 資料の貸与

業務の実施に必要な図書及び関係資料等のうち、発注者が所有し貸与可能なものについては、受注者に貸与するものとする（土壌汚染状況調査結果報告書、汚染除去等計画書等（書面、PDF データでの提供が可能））。

## 11 手続書類の提出

業務の進捗に応じ、以下の書類を提出する。

- (1) 着手前
  - ・ 業務工程表
  - ・ 管理技術者届（担当者を含む）及び経歴書
  - ・ 7(3)に示す資格証の写し
  - ・ 業務体制表
  - ・ 連絡体制表
- (2) 完了時
  - ・ 成果物納入届
  - ・ 完了届

## 12 成果物

成果物は以下の内容のものとする。

電子メールによるデータ提出を行うとともに、(1)～(3)の電子データを収録したCD 1部を提出すること。

- (1) 地下水の水質の測定結果報告書（5月、8月、11月実施分）

- (2) 濃度計量証明書（5月、8月、11月実施分）
- (3) 地下水調査作業記録写真（5月、8月、11月実施分）
- (4) その他打合せ記録等（発注者関係者、関係行政機関等）資料

### 13 成果物の引渡し

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、成果物を提出し、発注者の確認を受けるものとする。
- (2) 受注者は、仕様書に定める場合、または発注者が指示する場合には、履行期間中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。

### 14 補整

受注者は、業務完了後であっても、受注者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

### 15 秘密の保持

受注者は、本調査業務上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

### 16 再委託の禁止

受注者は、この委託業務の一部又は全部を他の者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

### 17 委託料の支払い条件

前払金の支払いは行わない。

委託料の増額に伴う契約変更は不可とする。本仕様書を適切に履行できる価格で見積ること。

### 18 関係法令等

- ・ 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- ・ 土壌汚染対策法施行令（平成14年11月13日政令第336号）
- ・ 土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）
- ・ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改定第3.1版（令和4年8月環境省）
- ・ 地下水に含まれる試料採取等対象物質の質の量の測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示17号）
- ・ 土壌汚染対策法に基づく届出等の手引（令和2年3月（令和6年4月改訂）京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課）

